

登録確認機関による適合性確認制度について

1. 技術基準の改正の経緯

平成18年5月17日	『港湾法』の一部改正の公布 (技術基準の性能規定化及び技術基準への適合性確認制度の導入)
平成18年9月26日	『港湾法施行令』の一部改正 (技術基準対象施設の追加)
平成18年9月29日 平成19年3月26日	『港湾法施行規則』の一部改正 (技術基準への適合性確認制度を規定)
平成19年3月26日	『港湾の施設の技術上の基準を定める省令』の改正の公布 (技術基準の性能規定化)
平成19年3月28日	『港湾法施行規則』の一部改正 (技術基準への適合性確認制度の導入) 『港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示』の改正 (要求性能を詳細に規定)
平成19年4月1日	以上の法令、省令、告示について施行

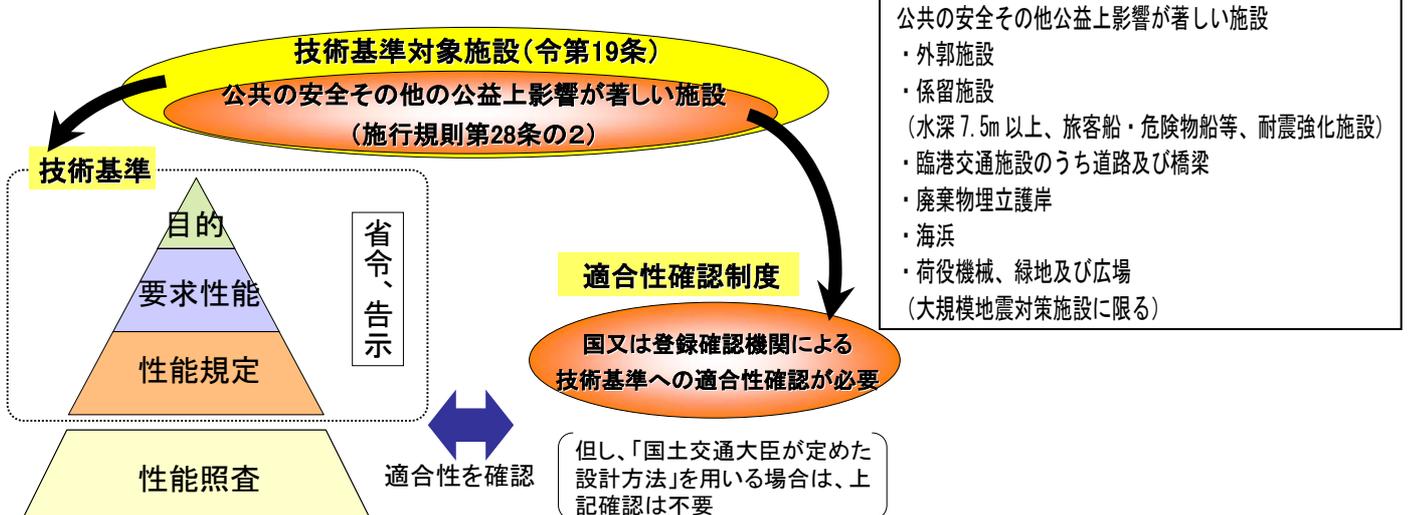
2. 適合性確認制度の導入

港湾の施設の技術上の基準（以下、「技術基準」）の改正による性能規定化に伴って、創意工夫を活かした新たな設計方法や特殊構造の採用も可能となり、設計の合理化を図ることが可能となります。

その一方で、性能規定化に伴い多様な設計方法が可能になることから、公共の安全その他公益上影響が著しい施設に対しては、安全性を適切に確保するため、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録確認機関」）が技術基準への適合性を確認する適合性確認制度を導入しました。

ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合はこの限りでないこととされています（港湾法第56条の2の2ただし書の設計方法）。

技術基準対象施設と適合性確認制度の対象施設の関係



3. 適合性確認の流れ

港湾法第56条の2の2第2項の規定により、技術基準対象施設のうち、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められる施設を建設又は改良しようとする場合、施設が技術基準に適合するものであることについて、次のフローに従って国土交通大臣又は登録確認機関の確認を受けなければならないこととなっています。

ただし、「港湾法第56条の2の2第2項ただし書の設計方法」（平成19年3月28日国土交通省告示第396号）で定められる「国土交通大臣が定めた設計方法」を用いる場合は適合性確認の対象外となります。

